平成２１年（フ）第６５１号
奈良県生駒郡三郷町立野北３丁目８番26号101号室
債務者　鶴羽　和寿
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６９４号
奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘２丁目９番１号
債務者　川口　千秋
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２１０号
松江市福原町948番地19
債務者　山口　桃子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２２号
山口県下関市大字吉母271番地２
債務者　磯部　正喜
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
山口県下関市大字吉母271番地２
債務者　磯部　ルミ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
愛媛県伊予郡砥部町北川毛369番地
債務者　上田　勝人
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６４０号
愛媛県松山市北藤原町３番地５　リアトリス御幸202号
債務者　河野　　梢
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６４２号
愛媛県松山市中村５丁目５番４号
債務者　石丸　盛孝
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６４５号
愛媛県松山市萱町６丁目42番地　コーポラスかやまち102号
債務者　小川加奈枝
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６６４号
愛媛県松山市福音寺町741番地１　カーサＡＣ503号
債務者　濱本ます子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１４１号
福岡県飯塚市片島２丁目２番18号　リバーサイド片島303
債務者　香月　恭朱（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１６０号
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅８棟85号
債務者　梅田ときえ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３６５号
福岡県うきは市吉井町千年819番地
債務者　井浦　静子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４０３号
福岡県久留米市宮ノ陣６丁目３番16号　フリーデＡ棟103号
債務者　葉山　則正
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３２４号
佐賀県唐津市千代田町2109番地80　リバーサイドハイツ701号室、住民票上の住所佐賀県唐津市鎮西町名護屋1149番地
債務者　松下　隆義
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５号
長崎県五島市上大津町302番地１
債務者　泉　　正志
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第４８１号
宮崎県西都市大字清水321番地１
債務者　木村多喜子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１１号
宮崎県都城市姫城町2837番地１
債務者　宗像　元一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで　宮崎地方裁判所都城支部